



平成 24 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 高砂熱学工業株式会社
(コード番号 1969 東証第 1 部)
代 表 者 役職名 取締役社長
氏名 大内 厚
問合せ先責任者 役職名 取締役常務執行役員
経理本部長兼総務本部担当
氏名 島 泰光
TEL (03) 3255-8212
(URL <http://www.tte-net.co.jp>)

株式会社丸誠株式に対する公開買付けの結果及び子会社の異動に関するお知らせ

高砂熱学工業株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 24 年 2 月 13 日開催の取締役会において、株式会社丸誠（コード番号：2434、JASDAQ 市場（スタンダード）、以下「対象者」といいます。）の株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 24 年 2 月 14 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成 24 年 3 月 12 日をもって終了しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成 24 年 3 月 16 日付で対象者は当社の連結子会社となる予定ですので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

- (1) 公開買付者の名称及び所在地
高砂熱学工業株式会社
東京都千代田区神田駿河台 4 丁目 2 番地 5
- (2) 対象者の名称
株式会社丸誠
- (3) 買付け等に係る株券等の種類
普通株式
- (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3, 291, 000 株	1, 529, 000 株	3, 291, 000 株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,529,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(3,291,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、買付け等の対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規程に定める価格にて当該株式を買取ります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成24年2月14日(火曜日)から平成24年3月12日(月曜日)まで(20営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成24年3月27日(火曜日)まで(30営業日)となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金600円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,529,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計(3,449,300株)が買付予定数の下限(1,529,000株)以上となりましたので、応募株券等の買付け等を行います。また、応募株券等の数の合計(3,449,300株)が買付予定数の上限(3,291,000株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成24年3月13日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	3,449,300株	3,291,000株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—

株 券 等 預 託 証 券 ()	—	—
合 計	3,449,300 株	3,291,000 株
(潜 在 株 券 等 の 数 の 合 計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	2,770 個	(買付け等前における株券等所有割合 5.12%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	205 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.38%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	35,680 個	(買付け等後における株券等所有割合 65.99%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	205 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.38%)
対象者の総株主の議決権の数	54,063 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の第53期第3四半期報告書(平成24年2月13日提出)に記載されている平成23年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書記載の発行済株式総数(5,540,000株)から、同日現在の自己株式数(133,300株)を除いた数(5,406,700株)に係る議決権の数54,067個を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の数の合計(3,449,300株)が買付予定数の上限(3,291,000株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させました。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
- ② 決済の開始日
平成24年3月16日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）

（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。））の場合にはその日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針及び今後の見通しについては、当社が平成24年2月13日付で公表した「株式会社丸誠株式に対する公開買付けの開始並びに基本契約の締結に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

高砂熱学工業株式会社 東京都千代田区神田駿河台4丁目2番地5
株式会社大阪証券取引所 大阪府中央区北浜一丁目8番16号

II. 子会社の異動について

1. 異動の理由

上記「I. 本公開買付けの結果について」に記載のとおり、対象者は平成24年3月16日（本公開買付けの決済の開始日）付で当社の連結子会社となる予定です。

2. 異動する子会社（株式会社丸誠）の概要

(1) 名 称	株式会社丸誠
(2) 所 在 地	東京都新宿区四谷一丁目1番地
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 渋谷 正道
(4) 事 業 内 容	建物設備管理
(5) 資 本 金	419百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和41(1966)年8月13日
(7) 大株主及び持株比率(発行済株式総数に占める所有株式数の割合) (平成23年9月30日現在)	丸誠従業員持株会 11.81% 西村隆 10.43% ㈱TBS企画 8.66% 高砂熱学工業㈱ 5.00% ㈱フジ・メディア・ホールディングス 4.33% 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口) 2.65% ㈱電通ワークス 2.16% 内池敏信 2.01% ㈱りそな銀行 1.80% 伊藤武夫 1.70%

(8) 上場会社と対象者の関係	
資 本 関 係	当社は、対象者の普通株式を 277,000 株（発行済株式総数（5,540,000 株）から、自己株式数（133,300 株）を除いた数（5,406,700 株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）5.12%（小数点以下第三位を四捨五入。））を保有しております。また、対象者は当社の普通株式 175,000 株（発行済株式総数（85,765,768 株）から、自己株式数（8,192,100 株）を除いた数（77,573,668 株）に占める割合は 0.23%）を保有しております。
人 的 関 係	当社の従業員 1 名が対象者の取締役を兼務しております。また、対象者の取締役 1 名が当社の完全子会社である高砂エンジニアリングサービス株式会社の取締役を兼任しております。
取 引 関 係	当社及び当社の完全子会社である高砂エンジニアリングサービス株式会社は、対象者との間で、建物メンテナンス業務の仕入及び空調設備工事等の取引を行っております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(9) 対象者の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態

決算期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
連 結 純 資 産	4,701 百万円	4,843 百万円	4,820 百万円
連 結 総 資 産	6,246 百万円	6,311 百万円	6,219 百万円
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	858.55 円	884.40 円	891.55 円
連 結 売 上 高	11,992 百万円	11,439 百万円	11,459 百万円
連 結 営 業 利 益	436 百万円	334 百万円	288 百万円
連 結 経 常 利 益	499 百万円	418 百万円	299 百万円
連 結 当 期 純 利 益	304 百万円	231 百万円	142 百万円
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益	55.00 円	42.27 円	26.25 円
1 株 当 たり 配 当 金	18.00 円	18.00 円	18.00 円

3. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	277,000 株 (議決権の数 : 2,770 個) (所有割合 : 5.12%)
(2) 取得株式数	3,291,000 株 (議決権の数 : 32,910 個) (所有割合 : 60.87%) (取得価額 : 1,974.6 百万円)
(3) 異動後の所有株式数	3,568,000 株 (議決権の数 : 35,680 個) (所有割合 : 65.99%)

(注1) 「所有割合」の計算においては、対象者の第53期第3四半期報告書（平成24年2月13日提出）に記載された、平成23年12月31日現在の発行済株式総数（5,540,000株）から、同日現在の自己株式数（133,300株）を除いた数（5,406,700株）を分母として計算しております。

(注2) 「所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動の日程（予定）

平成24年3月16日（金曜日） 本公開買付けの決済の開始日

5. 今後の見通し

当該子会社の異動が業績予想に与える影響は精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以上